

## 役員等報酬規程

第1条 この規程は、社会福祉法人アミカルにおける役員等の報酬について定める。

第2条 報酬は、理事長により召集された会議等に出席した者に支給する。

第3条 前条に示す会議等とは、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、会計監査を言う。

第4条 支給する報酬の額は次のとおりとする。

(1) 理事会	理事	10,000円
	監事	10,000円
(2) 評議員会	評議員	10,000円
	理事	10,000円
(3) 評議員選任・解任委員会	委員	10,000円
	理事	10,000円
(4) 会計監査会	会計監査人	別に契約書にて定める

2 前項に掲げる金額は、源泉税額控除後の金額とする。

第5条 前条各会の報酬上限は次のとおりとする。

(1) 理事会	2,000,000円
(2) 評議員会	1,000,000円
(3) 評議員選任・解任委員会	100,000円
(4) 会計監査会	別に契約書にて定める

第6条 本規程の改廃は理事会において定める。

### 附則

本規程は平成29年 1月 7日より施行する  
平成29年 6月17日一部改正  
平成29年11月 1日一部改正  
令和 元年 6月15日一部改正